

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程

(通則)

第1条 国土技術政策総合研究所(以下「研究所」という。)が、研究所以外の機関(外国の機関を除く。以下同じ。)と共同で行う研究、試験又は調査(以下「共同研究」という。)の実施については、この規程の定めるところによる。

(共同研究実施の要件)

第2条 研究所の長は、次の各号に掲げる条件を満たす場合に共同研究を行うことができる。

- 一 研究、試験又は調査(以下「研究等」という。)を共同研究として実施することが合理的かつ効果的なものであること。
- 二 研究等を共同研究として実施することにより研究所の他の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 三 共同研究を民間と実施する場合においては、研究等の内容が公益性を有していること。

(共同研究協定の締結)

第3条 研究所の長は、共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ、共同研究を行う者(以下「共同研究者」という。)との間で当該共同研究の実施に関する協定を締結しなければならない。

2 研究所の長は、前項に規定する協定の締結を、次に掲げる事項を記載した協定書(以下「共同研究協定書」という。)を取りかわして行わなければならない。

- 一 共同研究者の名称及び住所
- 二 共同研究の名称、内容及び実施期間
- 三 共同研究の分担
- 四 共同研究に要する費用の概算及びその分担
- 五 共同研究に必要な実験装置の持込みに関する事項
- 六 研究所の長が共同研究協定書に基づいて共同研究を実施する旨及び第5条から第10条までの規定の趣旨に関する事項
- 七 その他共同研究の実施に関し必要な事項

(共同研究協定報告)

第4条 研究所の長は、共同研究協定を締結したときは、共同研究協定書の写を添付して国土交通大臣に報告しなければならない。

(共同研究の中止)

- 第5条 研究所の長は、共同研究を継続することにより研究所の他の業務に支障が生じ又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため、当該共同研究を継続することが困難となったときは、当該共同研究を中止することができる。
- 2 研究所の長は、前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、あらかじめ、共同研究者と協議しなければならない。

(特許出願)

- 第6条 研究所の長は、研究所に所属する職員及び共同研究者に属する研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、当該共同研究者に属する研究員(当該発明が特許法(昭和34年法律第121号)第35条第1項に規定する職務発明であるときは当該共同研究者。以下この条において同じ。)と共同して行わなければならない。ただし、当該共同研究者に属する研究員の同意を得たときはこの限りでない。
- 2 研究所の長は、研究所に所属する職員が共同研究の実施に伴って独自に行った発明について特許出願しようとするときは、あらかじめ、当該共同研究者に属する研究員の同意を得るものとする。
- 3 研究所の長は、共同研究者に属する研究員が共同研究の実施に伴って独自に行った発明について当該共同研究者に属する研究員が特許出願しようとするときは、あらかじめ、研究所の長の同意を得させるものとする。
- 4 研究所の長は、第1項本文に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結しなければならない。
- 5 前4項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(優先実施権)

- 第7条 研究所の長は、共同研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に係る発明につき研究所の長に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(次項に定めるものを除く。以下「研究所の長に承継された特許権等」という。)を、共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、当該特許権等の出願の日から10年を超えない範囲内において優先的に実施(特許法第2条第3項に規定する実施をいう。以下同じ。)させることができる。
- 2 研究所の長は、研究成果に係る共同発明につき研究所の長及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共

有に係る特許権等」という。)を、共同研究者の指定する者に限り、当該特許権等の出願の日から10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第8条 研究所の長は、前条第1項の規定に基づき共同研究者又は共同研究者の指定する者に、研究所の長に承継された特許権等を優先的な実施を許諾した場合において、当該共同研究者又は共同研究者の指定する者が、研究所の長が優先的な実施を許諾した日から1年を経過した後正当な理由なく研究所の長に承継された特許権等を実施しないときは、当該共同研究者又は共同研究者の指定するもの以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 2 前項の規定は、研究所の長が前条第2項の規定に基づき共同研究者の指定する者に共有に係る特許権等を優先的な実施を許諾した場合において、当該共同研究者の指定する者が、研究所の長が優先的な実施を許諾した日から1年を経過した後正当な理由なく共有に係る特許権等を実施しないときについて準用する。
- 3 研究所の長は、前条の規定により共同研究者又は共同研究者の指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、優先実施期間中においても当該共同研究者又は共同研究者の指定する者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 4 研究所の長は、共同研究者以外の者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、共同研究者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 5 研究所の長は、前3項の規定により共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、単独で当該実施の許諾をすることができる。

(実施料)

- 第9条 研究所の長は、前2条の規定により研究所の長に承継された特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することができる。
- 2 研究所の長は、共同研究者が共有に係る特許権等を実施しようとするときは別に実施契約で定める実施料を徴収することができる。この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る研究所の長の持分に応じた額とする。
- 3 共有に係る特許権等について共同研究者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ研究所の長及び共同研究者に帰属するものとする。

(研究成果の公表等)

第10条 研究所の長は、共同研究に係る研究等の成果を研究所の長及び当該共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、当該共同研究者の同意を得るものとする。

2 研究所の長は、共同研究者又はその共同研究者に属する研究員が共同研究に係る研究等の成果を研究所の長及び当該共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、研究所の長の同意を得させるものとする。

(細則)

第11条 研究所の長は、この規程を施行するため必要があるときは、細則を定めることができる。

2 研究所の長は、前項の細則を定め又は変更したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

附則

この規程は、研究実施体制を改善するため、必要があると認められる場合は適宜見直すものとする。